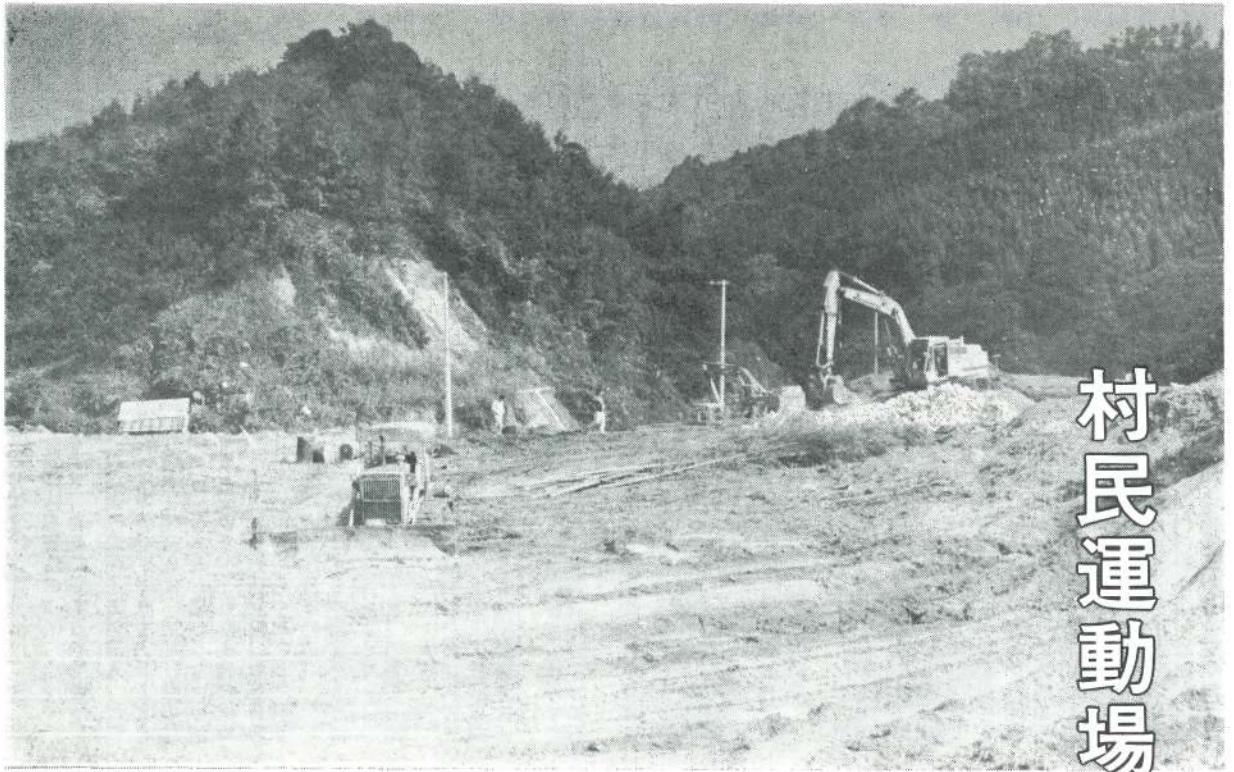


昭和58年11月10日号

ちばやあかさか

第136号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081 編集 企画広報課

▷人の動き◁
世帯数および人口
(昭和58年10月末日現在)
世帯数 1,931戸
人口 7,746人
男 3,748人
女 3,998人



村民運動場建設工事始まる

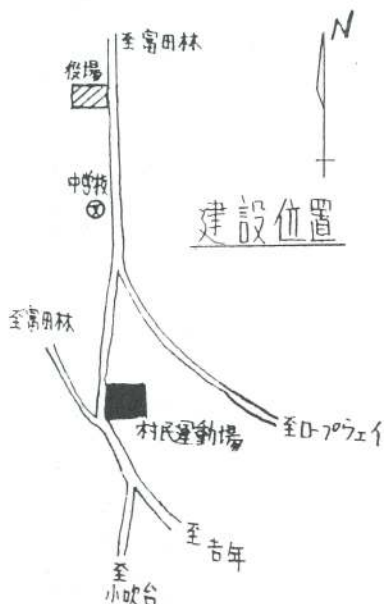
十月二十日より、村民運動場の建設
工事が始まりました。

今までは、野球・ソフトボール大会
体育祭などは、学校のグラウンドを利用
していましたが、グラウンドが狭いため
土地所有者のご協力により、広いグラ
ウンドを造成することになったものです。
完成は、来年三月末日の予定です。

〔運動場の広さ〕

一〇・二七四 m^2

両翼九〇 m



議会の動き

第三回定例会

◎会期九月二日～九月二十四日（一三日間）

◎議決案件一件

議決案件は次のとおりです。

▽第三九号議案「地方自治法第96条第二項に関する条例の廃止」（即日原案可決）

（右の条例で定めています議会の議決事項は、全て地方自治法に謳われておりますので、今回廃止するものです）

▽第四〇号議案「附属機関に関する条例の廃止」（即日原案可決）

（右の条例で定めております附属機関（民生委員推せん会）（国保運営協議会）（固定資産審査会）はそれぞれ国の法律で設置が義務づけられておりますので、今回廃止するものです）

▽第四一号議案「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の改正」（即日原案可決）

（本条例の「勤務地手当」を「調整手当」に改正するものです）

▽第四二号議案「職員の勤務時間休日、休暇等に関する条例の改正」（即日原案可決）

（本条例の改正は、勤務条件等の決定に関しては公平委員会の権限外でありますので、「公平委員会と協議して決定する」という文章を改めるものです）

▽第四三号議案「千早赤阪村報酬

及び費用弁償条例の改正」（即日原案可決）

（本条例の改正は「保健事業推進協議会」の設置に伴いまして同委員に「年額一〇〇〇〇円」を支給するものです）

▽第四四号議案「職員の退職手当に関する条例の改正」（即日原案可決）

（これは昭和60年から実施されます定年制導入に伴いまして、定年に達したことによる一般職の退職手当の支給率等の改正を行うものです）

▽第四五号議案「土地開発基金条例の改正」（即日原案可決）

（土地開発基金の額「八、四七三万三千円」を「二〇、三五九万九千円」に改めるものです）

▽第四六号議案「国民年金印紙購入基金条例の制定」（原案可決）

（これは国民年金保険料の高額化に伴いまして、社会保険事務所での保険料の検認事務の簡素化を図るという意味から今回、右の条例を制定するものです）

▽第四七号議案「外国人登録法の改正に関する意見書」（即日原案可決）

（右の意見書は提出者徳丸議員他賛成者二名をもって議会で提出され、全員一致で可決されました。内容については左記のとおりです）

外国人登録法の改正に関する意見書

わが国に居住する外国人、とりわけその圧倒的多数を占める在日韓国人、朝鮮人は、地域社会の住民として日本人と変わらない生活を営んでいるが、外国人登録法のもとで、「登録証明常時携帯義務」及び「指紋押捺」といった過重な義務が課せられている。

このことは、日本国憲法並びに国際人権規約にうたわれている基本的人権の理念に反するものである。よって本村議会は、外国人の人権尊重の立場にたつて、政府に対し、左記の事項を強く要望する。

記

- ① 指紋押捺の義務化は早急にこれを廃止すること。
 - ② 登録証明書の携帯、提示義務と罰則の適用をなくすこと。
 - ③ 外国人登録制度を外国人の人権の立場にたつて、住民基本台帳なみに簡素化すること。
- 以上、地方自治法第99第2項の規定により意見書を提出する。

昭和58年9月12日

大阪府南河内郡千早赤阪村議会

▽第四八号議案「昭和58年度千早赤阪村一般会計歳入歳出補正予算（第三回）」（原案可決）

（これは昭和58年度千早赤阪村一般会計歳入歳出予算の第三回目の補正です。今回「二、六四二万五千円を追加し、総額は一七億九、四九七万三千円となります。補正の主なものには正川出納室長の退職に伴う退職手当、国保事業勘定への繰出金の減額、国民年金印紙購入基金設立に伴う一般会計からの繰出金、村道大廻

高塚線外一路線の測量設計業務委託料等です）

▽第四九号議案「昭和58年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算（第二回）」（原案可決）

（これは昭和58年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出予

算の第二回目の補正です。今回三六三万六千円を減額しまして総額は一億九、四五四万二千円となります。補正の主なものには医療費の減によります老人保健医療費拠出金の減、それと57年度における国庫補助金の精算による返還金です）

一般質問

〓九月二十四日〓

△質問事項▽

- ◎公営共同墓地の造成
- ◎小吹台北西の角地村所有の二区画の利用方法
- ◎総合グラウンド建設に伴うテニスコートの設置
- ◎学校給食
- ◎小吹台の上・下水道事業
- ◎授産所への足の確保
- ◎小吹台から中学校への通学問題
- ◎広域農道
- ◎建設工事及び業務委託業者指名委員会
- ◎防災対策
- ◎交通網の総合的整備
- ◎ちびっこ、老人憩いの広場の新設

△第六回臨時会▽

◎会期十月一日（一日）

◎議決案件三件

議決案件は次のとおりです。

▽第五〇号議案「村民運動場（野球場）建設工事請負契約」（即日原案可決）

（契約の目的「村民運動場（野球場）建設工事、契約の方法」指名競争入札による契約、契約金額「八、九〇〇万円、契約の相手方「千福・杉本・松田建設共同企業体、工期「契約の日」昭和59年3月24日まで）

▽第五一號議案「教育委員会委員

の任命」（即日原案同意）

（千早二五番地の池田吉助氏が教育委員会委員に再任されました）

▽第五二號議案「村長の専決事項の指定について」（即日原案可決）

（これは村民運動場建設工事請負契約の議案に関連して、契約金額の10%（但し、その変更額が一、〇〇〇万円を超える場合を除く）を超えない範囲内で変更して専決処分できるものとして指定するものです）

府民と知事の

おはよう対話

南河内地域ではじめての「府民と知事の対話」が行われます。
これは、毎週木曜日の早朝知事公舎で行われているもので知事が皆さんの身近なところへ出かけて府政に関する提言などお話しを聞こうというものです。

【申込方法】

電話にて府総合府民相談室

電話(六九四一)〇三五一

内線(四〇〇一)

または、南河内府民センター

電話(七二二一)五一一三

内線(二二一)

日時 十一月十七日(木)
午前九時～十一時

年末調整説明会

源泉徴収義務者を対象に、富田林税務署では市町村と共催で、「年末調整の仕方」と「給与支払報告書の作成要領」の説明会を開催します。

日時 十一月二十二日(火)

午後一時より

場所 富田林市市民会館

問い合わせ

富田林税務署

電話(七二二一)四一三二八

無料税務相談所開設 お気軽にどうぞ

富田林税務署、市町村役場と南河内府税務所の三者共催により無料税務相談所を開設します。ので、お気軽にご相談ください。

○所得税・譲

渡所得・贈

与税・相続

税などすべ

ての国税

○市民税・固

定資産税な

どすべての

市町村税

人事異動

(昭和五十八年十一月一日)

()内は旧職

【参事級】

▽参事(参事兼企画広報課長) 道

端貞儀

【課長級】

▽産業振興課長兼ロープウェイ所

長(水道課長) 和田幸三▽土木建

設課長(税務課長) 岩橋典彦▽教

○府民税・不動産取得税などすべ
ての府税

開設月日	開催場所
11月7日(月)	ダイヤモンドシティ 藤井寺ショッピングセンター
11月14日(月)	西友ストア 富田林店
11月15日(火)	近商ストア 古市店
11月16日(水)	イズミヤ 河内長野店

※各会場とも午前10時～午後4時まで

労働問題講習会

※日時 十一月二十二日(火)

午後二時～四時

※テーマ これからの労働福祉

II 今後の高齢労働者、婦人労働者の労働環境を考えてII

※講師 龍谷大学教授 黒川昭登先生

※対象 勤労者一般、その他希望者

※定員 一二〇名

※受講料 無料

※申込方法 講習会当日まで電話で

※申込先 大阪府長野労働事務所

0721(52)2428

※場所 大阪府立長野労働セツルメント

(労政事務所と同じ場所)

河内長野市野作町九八四

郵便局からの

お知らせ

世界人権宣言は、昭和23年12月10日国際連合総会で採決されてから35年にあたります。

郵政省では、これを記念して、「世界人権宣言35年記念切手」を発売します。

発売日：12月5日(月)

種類：60円郵便切手

意匠：世界人権宣言のシンボルマーク

切り取って電話に貼りましょう

健康ミニミニだより

Ⅱ女性の健康は 家族を支える柱ですⅡ

子宮がん、乳がんといえば、女性に発生するがんの中でも代表的な疾患です。

がんがどうしてできるか、まだ本当のことはわかっておらず、予防しようにもこれといった決め手はみつかっていませんが、発がん物質をできるだけ身体の中に入れないこと、検診を受けて早期に見し、早期に治療するといったことは、とても大事なことです。

★子宮頸部がん、乳がん集団検診の受診状況

現在、本村には三十才以上の女性が二、三六一人おられますが、そのうち、九、十月に実施した子宮がん検診には、二五三人（一〇・七％）が、乳がん検診には、二一六人（九％）の方が受診されました。

しかし、図で示すように、受診者の中でも約八割が三十才代・四十才代で、がんになり易い五十才以上の方の受診が非常に少なかったことは、残念なことです。

乳がんの発見率は、年をとるとともに増加し、初年度では一・〇〇人に対して、三五・三九才が一・〇人、四五・四九才が五・一人、五五・五九才が七・九人、七〇・七四才が一・二・九人となって

います。

六〇才になっても、七〇才になっても、女性に女性、「私みたいなおばあちゃん、もうどうでもよいしいわ」と言わず、来年からは毎年受けるようにしてください。

★症状はありませんか

子宮がん検診を受けていない方おりに異常はありませんか？不正出血はありませんか？

乳がん検診を受けていない方、しこりは触れませんか？分泌物はありませんか？

気になる症状のある方は、子宮がんは婦人科を、乳がんは外科を受診されるのがよいでしょう。

★乳がんを防ぐには

(1)結婚して、子供に母乳をたっぷり飲ませます。

(2)人工流産をさける。

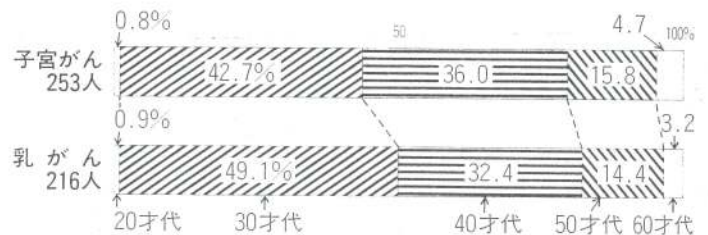
(3)独身、晩婚もよくない。

(4)二十才を過ぎたら、毎月一回自己検診を。

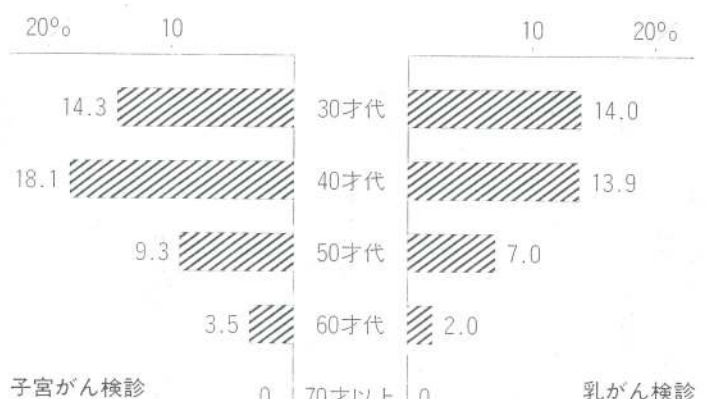
(5)乳腺症、腫瘍等、前がん状態の管理。

(6)性ホルモンの乱用を止める。

◎家族をあたたかく見守っていくお母さん、ご自分のからだを大事にしてください。



検診受診者の年齢階級別割合



年齢階級別検診受診率

母子家庭給付金の申請について

給付金を受けられる人

母子家庭（配偶者のない女子）において現に児童（十八才に満たない者）を養育している人で、十一月一日現在、引き続き六カ月以上村内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人に対して支給します。

給付金額

児童一人を養育しているとき
年額 一〇、〇〇〇円

児童二人を養育しているとき
年額 一五、〇〇〇円

児童を三人以上を養育しているとき
年額 二〇、〇〇〇円

給付金の申請

給付金の申請を十一月十日から三十日までの間、受付しますので印鑑ご持参の上、役場住民課福祉係までお越しください。

善意銀行への預託

このたび、暖かい愛情のこもる預託をいただきました。

一金一五、〇〇〇円也

千早赤阪村大字森屋

九一七番地の三

内田 保殿

預託者のご厚志に厚く感謝致します。お預り致しました善意は、目的に最大の効果があらりますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会

救急は07212(4)8199

ハ イ キューキュー

火災は199

昭和58年度秋期三種混合予防接種日程表

月	日	時 間	場 所
11月 9日(木)	11月 30日(木)	午後1時10分～1時20分	川野辺(川辺理木知氏宅前)
		1時25分～1時40分	水分(神社下共同貯蔵庫前)
		1時45分～1時50分	二河原辺(山本庄三氏宅前)
		2時～2時05分	桐山(金泉寺下)
		2時15分～2時30分	森屋消防倉庫前
		2時40分～2時50分	森屋防除倉庫前
		3時05分～3時15分	小吹集会所前
		3時25分～3時35分	中津原集会所前
		午後1時10分～1時30分	役場庁舎前
		1時40分～1時50分	吉年(郵便局下)
11月 10日(木)	12月 1日(木)	1時55分～2時05分	下東阪集会所前
		2時10分～2時20分	上東阪(消防倉庫前)
		2時30分～2時35分	千早(千早老人憩いの家前)
		2時55分～3時40分	小吹台連絡所

三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳)

予防接種実施

※対象者

(第一期) 生後24カ月～48カ月未満の者で3～8週間隔をおいて3回接種

(第二期) 第一期完了後12カ月～18カ月の間に1回接種(できるだけ48カ月までに第1期及び第2期を受けてください)。但し、第1期を二種混合(ジフテリア・破傷風)で完了された人については第2期(第1期完了後12カ月以上経過し生後72カ月までの人)も、二種混合で実施いたします。

※注意事項

(1) 当日体温を測定してきてください。

(2) 会場での問診票は責任をもって記入してください。

(3) 母子手帳・印かん・筆記用具をご持参ください。

※受けられない人

(1) 37度以上熱のある人。

(2) 慢性的皮膚病・湿疹のある人。

(3) 現在病気で医師にかかっている人や一年以内にけいれんや、ひきつけをおこした人。

(4) 一カ月以内にはしか・BCGの予防接種を受けた人や、その他の予防接種を二週間以内に受けた人。

70歳(重度障害者は65歳)

以上は老人保健で診療を

現在、国民健康保険、社会保険など、どのような医療保険に加入している被保険者または扶養家族の方も、70歳以上になれば、すべて老人保健制度による健康手帳(医療受給者証)で病院などで診療を受けることとなります。

受診ごとに必ず医療保険証および健康手帳(医療受給者証)を病院等の窓口へ提示をお願いします。

こんなときはすぐ届出を

65歳以上69歳以下の方の「老人医療証」(水色)または70歳以上の方の「医療受給者証」(白色)をお持ちのかたで、つぎのようなときは必ず届出てください。

必要なもの 申請届け出	65歳から69歳までの方			
	印鑑	医療保険証	老人医療証	所得証明書
65歳到達	○	○		
医療保険加入	○	○		
転入	○	○		○
氏名変更	○	○	○	
保険関係変更	○	○	○	
転出	○	○	○	
死亡	○	○	○	

必要なもの 申請届け出	70歳以上の方			
	印鑑	医療保険証	医療受給者証	健康手帳
70歳到達	○	○		
医療保険加入	○	○		
転入	○	○		
村居内地変	○	○	○	○
保険関係変更	○	○	○	○
転出	○	○	○	○
死亡	○	○	○	○

一部負担金の助成

65歳以上69歳以下の方の老人医療助成制度および70歳以上の方の老人保健制度の対象者が外来で診療を受けられたときは、一医療機関に一月につき四百円を、その月の最初の診療日に、入院したときは、一日につき三百円で二カ月(社会保険各法の被保険者にあつては、五十日)を限度に一部負担金を支払っていただくことになっていますが、つぎのいずれかに該当するかたは手続きをすることによって一部負担金が助成されます

① 家族全員(社会保険各法に加入しているものにあつては、被保険者または組合員を含む)が村民税を課されていないか、減免されているかた。(譲渡所得のあるときを除く)

(を除く)

② 重度障害者医療費助成制度に該当(身体障害者手帳一級または二級所持者)するかた。

③ 母子家庭医療費助成制度に該当するかた。

④ 精神衛生法または結核予防法に規定されている医療を受けているかた。

⑤ 特定疾患治療研究事業に規定する疾患を有するかた。

※手続きに必要なもの

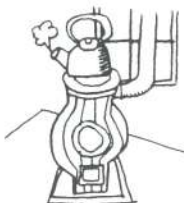
老人医療証または健康手帳(医療受給者証)・印鑑・助成を受けることができることを証明する書類。

国民健康保険

被保険者証更新中

現在、皆さんがご使用の国民健康保険被保険者証(ピンク色)は10月31日限りで無効となっています。

新しい被保険者証(空色)に更新されていない方は、早急に役場保険課(小吹台地区にあっては連絡所)までお越しください。更新の際には必ず旧被保険者証と印鑑をご持参ください。なお、未納保険料は、更新時に納付してください。



来春成人式を 迎えらるる皆様へ

来春、成人式を迎えられる皆さんは、職場や学校で毎日充実した日々をお過ごしのことと思います。成人となることは言うまでもなく、お父さんやお母さんの保護から自立することで、法律のうえから、又社会的にも一人前の大人としての人格が認められる人間一生の大きなふしの日となります。国においても一月十五日を「成人の日」として国民の祝日の日に規定されています。

な服装の新調は自費下さるようまあもってお願いいたします。なお、この成人式をみなさんのよりよきスタートとして、有意義なものにしたいと思っておりますので、ご意見がありましたら、村教育委員会(2)0081)までお知らせください。

本村としてもこの日を記念すべき日として、成人式を行ない皆さんの新しい門出を祝福致したいと思っておりますが、皆さん方にもその趣旨をよく理解下さって、気軽に参加下さるよう訪問着等、高価



親子の版画教室

追加募集

年賀状を版画でつくってみませんか。
学級生を追加募集します。

- ☐ 日時 昭和58年12月4日(日)
- ☐ 場所 千早赤阪村公民館
- ☐ 人員 親子5組
(ただし小学4年以上)
- ☐ 講師 荒木 貢先生
- ☐ 費用 一人 100円

人権週間記念行事

あなたのアイデア募集

- 人種、身分等全ての差別をなくするための標語を募集します。
今年には世界人権宣言三十五周年の記念すべき年にあたっています身の回りにある差別を一つづつ取り除くために役立つ標語を村内の皆さんから募集します。
- 〈応募要領〉
- (1)資格 年齢、性別は問いません
 - (2)募集作品 未発表のもの
 - (3)締切り 昭和五十八年十一月二十日まで
 - (4)応募方法 応募作品の裏面に住所、氏名、年齢、電話番号を記入し教育委員会まで
 - (5)発表 人権週間中(昭和五十八年十二月一日～二十日)に村休養センターにおいて展示村の広報紙等に掲載
- 詳細は村教育委員会(2)0081)へお問い合わせください。



赤い羽根共同募金につきましては、皆様の絶大なご協力によりまして好成績をあげさせていただきました。このことは村民各位の心からなるご理解とご協力のたまものと厚くお礼申し上げます。

〔内訳〕

戸別募金	五〇一、一四四円
学校募金	二六、一三二円
パッチ	六九、〇〇〇円
その他	五、五二五円
千早赤阪村共同募金会	

共同募金実績報告

歳末助け合い運動に

ご協力を!

歳末助け合い運動が行なわれます。本村でも、十二月一日から十五日までの運動の積極的な推進をはかっておりますので、村民の皆様のご協力をお願いいたします。

皆様よりいただく善意の金額は村内の生活保護家庭や、千早赤阪村民で施設へ入っている気の毒なお年より、子供達へ見舞金品としてお贈りする計画です。

▽実施主体
千早赤阪村共同募金会

▽実施協力団体
千早赤阪村民生委員協議会

▽募金期間
昭和五十八年十二月一日から十五日まで

お祝い電報は早めにお祝い電報は、配達日の十日前から発信できる「配達日指定」電報を利用されるべし。

また、配達日の三日前までにうつと一五〇円割引になります。

「配達日指定」の取扱いは無料。なお、大安日・金・土曜日は混み合いますので、なるべく他の日をご利用ください。

・大阪中央電話局
電話(4)43) 4042

・富田林電報電話局
電話07212(4)5811

罪の意識

ルース・ベネディクト氏は、その著「菊と刀」で、日本の文化は「罪の文化」であり、それは恥の意識にささえられたものであると説明しています。

日本人は恥の意識で行動する。それは欧米人の罪の意識による行動とはつきり対立するというのです。

心と力をひとつに

誰も知った人はいない公園や電車の中で、くずくずと横目に食べたり飲んだりする人を見かけたり。駅のプラットフォームでたばこの吸いがらを線路に捨てたり、我れ先に電車の中に入り席を奪いあったり、満員の電車の中で大きな足をひろげてすわっている光景はよく見かけられます。

また、公衆便所は汚れるのが当然とされ、わずかの心づかいで美しくなるものを、なかなか手がけようとはしません。旅の恥はかき捨て、そのものといえます。欧米人にとって、自分に礼儀正しい日本人が、電車の中や公共施設で手のひらを返したようにふるまう行為が全く理解されないようです。欧米の人たちは誰がいるのにかかわらず自分の良心に従って行動するからなのです。

したがって、公共施設は自分たちの施設であり、自分たちの共有物であるとの意識が強いのです。日本人の公心、公德心の弱さや不十分さは、このような文化の違いに原因があるように思われます。このような意識をもち、これを支えている社会体制のなかで、長い間生きてきた私たちは、あまりにも前近代的ながゆえに、差別に對しても気が付かず、人権尊重の意識も希薄にならざるを得ません。これでは、真に人間を尊重する社会は生まれてこないではないでしょうか。

次の詩にみることを、私たちはしっかりと受けとめ、一人の一步前進よりもみんなが一步前進するように心がけていきたいものです。

ひとりがこまれば、みんなで助け
ひとりの問題をみんなで考え
ひとりの喜びをみんなで喜び
肩をたたきながら、進むほくらち
です。

ひとりの足りない所はみんなで補
い
ひとりが進めば
みんなが進み
みんなを良くしあ
い
いつつ、肩ぐんで進む 私たちです

(学級革命 小西健二郎著)

(千早赤阪村人権教育推進協議会)



教室の窓

手芸クラブ
(アートフラワー)

昨年度より手芸クラブが発足し井上千恵子先生の指導のもとに三学級三十二人が学習されています。この手芸クラブの人は、自分の学習のみにとどまらず地区において平素学習に出られない人達へ休みの日や夜間に、それぞれ指導を賜る等学習の輪を広げられていて本年の文化展には、これらの人達の作品展も多く見られます。これこそ本心に望ましい社会教育だと思えます。

手芸は人類の生活の必要から生れた本能的製作技術で、わが国でも大古から行われ、百済の職工の来朝により発達し、更にその後も諸外国からの伝来もあり、現在百餘種に達しています。

このように伝承されてきた手芸の一つアートフラワーが、現に本村でも、ここに立派に花を咲かせていることのできるの喜ばしいことです。クラブの発展を祈ります。

アートフラワーについて井上先生は次のように語っておられます。アートフラワーとは、色の調合のむづかしさ、染色の楽しさ、で

き上げる過程の楽しみ、できあがった時の喜び、そして一に根気、二に根気と申し上げてよいと思えます。このように一に根気、二に根気と申し上げると、私にはできないと感じられる方がおられるかと思いますが、意外と家庭の仕事がスムーズにかたづき、お花を作るのが楽しくなって時間の過ぎるのがわからなくなってくるそうです。

花の美しさはその色も形もちがって、美しさの内容もちがってきます。

ファッションにも流行がありますようにアートフラワーにもやはり流行がありまして、近頃のお花は想像的な花が多く、インテリアという感じで私達に浸透してきております。

想像的なお花は、十人十色で年代によつてはひどく知らわれ、一方では大変な人気をよんでいます。こうした意見を耳にしながら、これからはアートフラワーにたのしく取り組んでいきたいです。

婦人学級

郷土の文化遺跡探訪

十月二十四・二十五の両日、本村の婦人学級は、太子町の文化遺跡めぐりを行いました。

当日の参加者は五十名、二十四日は村社会教育指導員新田勇先生二十五日は河南町教育委員上田賢治先生の現地講話により、太子町の叡福寺、太子御廟、西方院、蘇我倉山田石川麻呂墳(仏陀寺)、

孝徳天皇陵、推古天皇陵、竹内古道等をたずね、郷土の文化遺跡学習を実施しました。

当地は「近つ飛鳥」「王陵の谷」といわれ、古代文化の発祥地で学級生の皆様の歴史の香りの中を散策しながらの有意義な学習でした。



【叡福寺で説明】

行事予定表

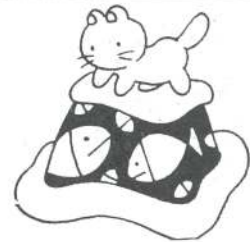
11月



10 木	小吹台健康相談 9:00~11:00 粗大ゴミ収集日 三種混合(役場・吉年・下・上東阪・千早・小吹台) 思春期の精神衛生の講演(河内長野休日診療所) 14:00~16:00
11 金	普通ゴミ収集日
12 土	
13 日	
14 月	10カ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00
15 火	普通ゴミ収集日 自動車文庫(庚千早) 11:00~11:40 妊婦教室(富田林保健所) 13:00~16:00
16 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00 自動車文庫(小吹台) 12:50~14:10
17 木	心配ごと相談日(診療所上) 13:00~15:00 小吹台健康相談日 9:00~11:00 精神衛生相談(富田林保健所) 13:00~16:00(予約制)
18 金	普通ゴミ収集日 3才児健診(富田林保健所) 12:30~13:00 早朝尿・ハブラシ持参のこと 自動車文庫(役場) 10:50~11:30 (中学校) 12:20~13:00
19 土	
20 日	
21 月	3カ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00
22 火	普通ゴミ収集日
23 水	勤労感謝の日
24 木	資源ゴミ収集日 小吹台健康相談 9:00~11:00 精神衛生相談(富田林保健所) 13:00~16:00(予約制)
25 金	普通ゴミ収集日
26 土	
27 日	

28 月	10カ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00
29 火	
30 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00 三種混合(川野辺・水分・二河原辺・桐山・森屋 小吹・中津原)

12月



1 木	小吹台健康相談日 9:00~11:00 心配ごと相談日(診療所上) 13:00~15:00 三種混合(役場・吉年・下・上東阪・千早・小吹台) 精神衛生相談(富田林保健所) 13:00~16:00(予約制)
2 金	普通ゴミ収集日 3才児健診(富田林保健所) 12:30~13:00 早朝尿・ハブラシ持参のこと
3 土	
4 日	
5 月	3カ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00
6 火	普通ゴミ収集日
7 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00
8 木	粗大ゴミ収集日 小吹台健康相談 9:00~11:00 精神衛生相談(富田林保健所) 13:00~16:00(予約制)
9 金	普通ゴミ収集日
10 土	
11 日	
12 月	10カ月児健診(富田林保健所) 12:30~13:00
13 火	普通ゴミ収集日 妊婦教室(富田林保健所) 13:00~16:00
14 水	一般健康相談(富田林保健所) 9:30~11:00 精神衛生相談(富田林保健所) 9:30~12:00(予約制)

休日診療所

富田林病院正門左側
向陽台一丁目3-38
TEL 8-1333

診療日 日曜日・祝日
年末年始(12月30日~1月4日)
診療科目 内科・小児科
受付 午前10時~11時半
午後1時~4時半